

議案第40号

朝来市あさご芸術の森多々良木交流館条例の一部を改正する条例制定について

朝来市あさご芸術の森多々良木交流館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

社会経済情勢の変化に伴い、利用料金を見直し、指定管理者による効果的な運営を達成するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市あさご芸術の森多々良木交流館条例の一部を改正する条例

朝来市あさご芸術の森多々良木交流館条例（平成29年朝来市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

17,000円	9,000円	8,000円	7,000円		1棟1泊4人まで
16,000円	8,000円	7,000円	6,000円		1棟1泊4人まで

」を

「

22,000円	14,000円	13,000円	12,000円	12,000円	1棟1泊5人まで
21,000円	13,000円	12,000円	11,000円	11,000円	1棟1泊5人まで

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の朝来市あさご芸術の森多々良木交流館条例別表第2の規定は、この条例の施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 40 号資料

朝来市あさご芸術の森多々良木交流館条例新旧対照表

現 行							改 正 案						
別表第 2（第11条関係） 宿泊の利用料金（1人当たりの利用料金）							別表第 2（第11条関係） 宿泊の利用料金（1人当たりの利用料金）						
区分	1人 利用	2人 利用	3人 利用	4人 利用	5人以上 利用	摘要	区分	1人 利用	2人 利用	3人 利用	4人 利用	5人以上 利用	摘要
交 流 棟					6,000 円	1 棟 1 泊 5 人以上	交 流 棟					6,000 円	1 棟 1 泊 5 人以上
ド ー ム ハ ウ ス 棟	17,000 円	9,000 円	8,000 円	7,000 円		1 棟 1 泊 4 人まで	ド ー ム ハ ウ ス 棟	22,000 円	14,000 円	13,000 円	12,000 円	12,000 円	1 棟 1 泊 5 人まで
ロ グ ハ ウ ス 棟	16,000 円	8,000 円	7,000 円	6,000 円		1 棟 1 泊 4 人まで	ロ グ ハ ウ ス 棟	21,000 円	13,000 円	12,000 円	11,000 円	11,000 円	1 棟 1 泊 5 人まで
備考 1、2（略）							備考 1、2（略）						